**新型コロナウイルス感染症に関する金融支援**

**令和２年３月25日**

**より取扱開始**

新型コロナウイルス感染症特別融資

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への円滑な資金供給を図るため、

**「新型コロナウイルス感染症特別融資」を創設**しました。



|  |
| --- |
| **融 資 制 度 の 概 要** |
|  |
| **融資対象** |  | ➀新型コロナウイルス感染症の影響により、最近２週間から１ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して２０％以上減少しているもの②経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの（各保証に係る市町長の認定書を有しているもの）で、当該保証要件に規定する期間の売上高等に比して20％以上減少しているもの |
|  |  |  |
| **資金使途** |  | 経営の安定に必要な運転資金 |
|  |  |  |
| **融資限度額** |  | ８千万円 |
|  |  |  |
| **利率** |  | 固定金利１．００％以内（付保１．００％以内） |
|  |  |  |
| **期間** |  | １０年以内（うち据置期間３年以内） |
|  |  |  |
| **担保** |  | 金融機関所定の扱い |
|  |  |  |
| **信用保証** |  | 任意　**※付保の場合であっても、信用保証料はゼロとする**（セーフティネット保証４号、５号及び危機関連保証の利用により、別枠利用可） |
|  |  |  |
| **お申し込み** |  | 融資については、県制度融資の取扱金融機関へお申込みください。また、制度の認定については、認定申請書を最寄りの商工会議所、商工会等へご提出ください。　（セーフティネット保証の認定については、認定申請書を所在する市町の商工担当課等へご提出ください。） |

お問い合わせ先

お近くの商工会議所・商工会【制度の認定窓口】

または　石川県商工労働部経営支援課金融グループ（TEL：076-225-1522）

**本制度のポイント！**

・長期かつ固定・県制度融資の最低金利で融資を受けることが出来ます！

・保証協会の保証を付ける場合、保証料が０！

・創業したばかりの方（業歴3か月以上の方）も利用できます！